

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第

卷二十第

## 論說

戰時戰後に於ける獨逸税制變革……………法學博士 小川郷太郎

地方税としての所得税の重要……………法學博士 神戸 正雄

勞賃と勞働生産力との關係……………法學博士 田島 錦治

文明史に關する論争……………法學博士 財部 靜治

植民地の財政政策に就きて(四)……………法學博士 山本美越乃

## 時論

常平倉運用の標準……………法學博士 戸田 海市

## 說苑

京城六矣塵に就いて……………經濟學士 黒 正 巖

## 雜錄

史的唯物論略解……………法學博士 河 上 肇

富といふ支那字に就て……………法學博士 河 上 肇

新著紹介……………法學士 本庄榮治郎

時論

常平倉運用の標準

戸田海市

一 數量標準

米價安定策としての常平倉制度の最大の長所は、其運用の標準を豫しめ法律に由りて一定し、以て此制度が一黨一派の爲めに濫用せらるゝことを防ぎ、特に過去に於けると同じく近き將來に於ても依然として我政界に優勢を保つべき農民派、否な地主派の爲めに此制度の濫用せらるゝを防ぐことが出來て、而も此の如く法に由て拘束せられたる此制度の運用が相當に米價安定の効果を生ずることを見込めることである。故に苟くも米價安定策として常平倉制度を採用する以上は、必ずらずや之か運用の標準を明確に規定して其最大長所を發揮せしめねばならぬ。若しも法律に由つて明確に運用標準を規定することを怠り、當局に廣大なる自由裁量の權限を與ふることゝしたならば、常平倉採用の根本理由が滅却せられざるを得ない。然らば常平倉運用の標準を如何に定むべきやに付ては曾て本誌に概論したか、茲に一層具體的に之を論述して見たい。

從來米價調節策の行はるゝ度毎に其調節の標準として平常收穫と平常價格との何れを採るべき

やの議論か起つたか、常平倉運用の標準に付ても同様の意見の不一致か第一に起る。即ち常平倉は平年作又は平常收穫を標準とし、實際の收穫か之より大なれば買上げ、小なれば賣下けて市場供給量の平均を圖り、以て間接に米價安定の結果を生せしむべきや、將た一定の平常價格又は相當價格を標準に立て、實際の米價か或程度に之より高くなれば賣下け、低くなれば買上げて直接に米價の安定を圖るべきやの問題か起る。既に屢本誌に於て論せし如く我國の米價の高低は必しも收穫の豊凶に一致しない。特に我米價は頑強なる情勢を有し、一旦米價か騰貴に向へは其後の收穫か不良ならざるも尙ほ不相當の高價を持續し、又一旦米價か下落を初むれば其後の收穫か良好ならざるも尙ほ不相當の低價を持續し、之か爲め高値三年低値三年と云へる古來の諺か略ほ事實に適中するの有様を呈して居るから、常平倉か收穫の豊凶に由つて買上げ賣り下げを行ふときは、自から米價攪亂作用を行ふの結果となる場合か多くなる。第一に米の存在量は年々の新なる收穫に由て動くのみならず、古米殘存量に由つて可なりの影響を蒙むるものであるか、古米殘存量を正確に知ることには至難の業である。米穀專賣制度を行ふ場合には古米殘存量か略ほ明確となるやうである。併し專賣經費の節約と專賣に對する農民の反感の緩和の爲めに其收穫の全部を強制買収せず、農民の自家用の分量を控除して買収する方法を行ふことゝすれば、此の農民自家用の全部か果して消費し盡されたりや又は幾分殘存するやを知るの必要か起るのであるか、之

を知ることには矢張り困難である。第二に米の存在量が明確となりたりとて、之を以て直ちに米の市場供給量と同視することは出来ない。農民就中米の供給者として重要なる地主階級の米を市場に供給するの多少は其の年々の財力の強弱、即ち年々の賣惜み力の強弱に依りて影響せらるゝことが甚大である。此等の事情を一考すれば常平倉か單に收穫の豊凶を標準として活動するを得ることか明かである。

## 二 價格標準

常平倉運用の標準は米の平常價格又は相當價格たるを要することは以上に由りて明かであるか、然らば何を以て其相當價格とすべきかの問題か起る。此點に付き目下農民側より米の生産費を以て其相當價格とすへしと云ふ要求が強く起つて居るやうである。併し第一に總ての貨物は一旦生産せられた以上は、市場の需供給關係の支配を免るゝことが出来ない。此關係を無視して飽くまで生産價格を維持せんとすれば、却つて不自然なる價格の動搖を招くの結果となる場合が多い。特に此方針は一般物價標準の著しく動搖しつゝある今日の如き場合には全く不適當である。昨年四月の恐慌以來多くの重要商品の價格は二分の一又は三分の一に下落したか、何れの方面の救濟運動又は價格安定運動を見ても、實際過去に費したる巨大の生産費を償ふに足るの價格を維持せん

とするか如き無謀の運動は起つて居ない。現に目下米價安定運動として當事者の行ひつゝある最も有力の運動は各地農會の投賣防止同盟運動であるか、此運動に於ても昨年の米の生産費は四十幾圓又は五十圓と云ふ巨大のものであると主張するに係はらず、今後の標準としては三十五圓を維持することを適當と認めて居るのである。

次に考ふべきは假りに米の生産費價格を標準とすることに相當の理由かあるとしても、此生産費の幾何なるやを知ることは不能である。米價を決定する生産費と云へは所謂限界的生産に於ける生産費でなくてはならぬのであるか、之を見出たすことは一般の農業か頗る算的又は合理的に行はれて居る場合に於ても容易のことではない。英國の農業の如く相當の資力を有する企業者に由て算的に行はれて居る場合には、農業の限界生産費及純地代等を知ることが出来るか、歐洲大陸に於ては農業か或は小規模に經營せらるゝ場合か少なくない爲め、或は大農經營の場合に於ても之を貴族富豪の世襲的なる名譽の事業として經營することか少なくない爲めに、限界生産費や純地代を確認することか頗る困難である。我國の農業は自作及小作と云へる細小企業に由て經營せられ、従つて大企業者の經營の場合と異つて非合理的の要素か多大に含まれて居るから、到底現實の限界生産費の幾何なるやを知ることが得ない。從來米價問題の起るに際し、農民の立場を辯護する爲め各地の農會其他の農民代表者と稱する者の公けにせる米の生産費調査の數

字は常に甚た區々である。世人は此事實を視て一概に其發表者の善意に疑を懷き、即ち彼等か農民の階級的利益擁護の爲め勝手に數字を捏造するから、此の如く調査の數字か甚しく區々となるものであると考へるのであるか、其實全部小企業に由て經營せらるゝ我農業に在ては限界生産費の客觀的の統一傾向か甚た乏しく、従つて到底米の生産費の幾何なるやを知るを得ないことか其の重要原因である。

常平倉の標準としては一般物價高低の指數を採用し、米價をして出來得る限り一般物價と歩調を一にせしむることを適當とする。米價か一般物價指數と異なる高低を示した場合は之を米價の高低と云ふへきてあるか、一般物價指數に伴うて米價か高低した場合は、之を米價の高低と稱するよりも貨幣の一般價值の増減と云ふへきてあり、此の如き米價の變動を防止するには貨幣及金融政策に依頼することを必要とする。而して常平倉の標準として一般物價指數を採用することは、獨り此標準か眼前短期間の米價安定の標準として適當なるか爲めのみでなく、今後長期間に亘る米價標準としても適當な爲めである。換言すれば此標準の採用は我國の食糧政策上の一大原則を承認實行するに付て必要なるか爲めである。我國の食糧政策として最も重要視すべき點は米價を安定ならしむることゝ米價を成るべく低廉ならしむることゝである。何れの舊開國に於ても食物の生産は收穫漸減法則に支配せられて其價か一般物價以上に騰貴するの傾向を有するか、我

國の農業は既に世界無比の集約度に進めるか爲め、今後收穫漸減法則の作用が特に強く現はるゝの傾向を有するのみならず、今後文明國の大勢に伴ひ我國に於ても一般生産費の中で労働費用が特に著く増加し、加ふるに都鄙労働者の地位の接近の爲め今後は田舎に於ける労働費用が特に多く増加するの傾向を示すことゝなるてあらうか、我國の農業は特に労働に依頼する程度が強くと、此點を改良することは容易の業でないから、我國の米價は今後特に強く騰貴するの傾向を有するものである。此の如き米價騰貴の勢を阻止するか爲めには固より國內農業に改良を加へて收穫漸減法則の作用することを防ぐの必要があるか、工業と異つて農業の改良を行ふことは甚だ困難の事業であるから、一面には今後大に我國民の日本米専用之不合理なる慣習を改めて日本米以外の穀物を消費するの慣習を養ひ、特に低廉なる外國産の米麥の消費を促進せねばならぬ。此の如き消費慣習が發達すれば米價を安定せしむることも頗る容易となるのである。而して此の雜食慣習を發達せしむる爲めには積極的に此慣習養成に關する種々の努力を爲すことを要すると同時に、消極的に日本米以外の穀物を成るべく低廉に供給する方法をも講ずることを必要とし、此目的の爲めには外國産の米麥其他の農産物の輸入に對し保護税を設けて之を排斥するの政策を第一に撤廢せねばならぬ。之を撤廢することは即ち我米價が漸々一般物價指數以上に騰貴するの傾向を阻止することに外ならぬ。我國の食糧政策として此の如く偏狭なる自給自足主義を否認するの方

針を採る以上は、常平倉も之と調和を保つ爲めに一般物價指數を以て其運用標準とし、夫れ以上に米價の漸次騰貴する傾向を阻止することに努力せねならぬ。

物價漸落は今や世界の大勢である。故に我國が經濟の整理恢復を早めんとすれば須らく物價の下落を自然の趨勢に任し、人爲的の下落防止策を撤廢することを必要とする。昨年四月後の如き經濟界の動搖の際には、秩序恢復の爲め人爲的の下落防止運動を行ふの必要もあつたか、既に混亂動搖も昨秋を以て終りを告げたから、此上に物價維持運動を行ふことは無益有害である。特に我國の物價は昨年暴落したとは云へ、今尙ほ世界的平均を代表するものと認むべき米國の物價に比すれば二三割の高位を保つて居り、加ふるに米英佛等は昨年末に至つて恰も我國の昨年四五月頃の如き急激の物價下落を生じ、今後向は相當に下落するの傾向を示して居るから、我國の物價をして世界の平均に一致せしむる爲めには此際物價維持運動を廢止せねはならぬ。然るに今次の米價下落の際に常平倉制度の實行に着手することは、不自然有害なる物價維持の運動を行ふものではないかと云ふ疑問が起るであらう。併し乍ら第一に常平倉の調節せんとする日本米なるものは、下落したりとて外國に販賣すること難く、又騰貴したりとて外國より輸入するを得ざる特種のものであつて、之を一般商品の場合と同視するを得ない。特に從來の經驗に徴すれば此際米價下落を自然に放任すれば一般物價指數以上に大なる下落を爲し、加ふるに低値三年の諺の如く此



下落か不自然に永く繼續して農民を若しめたる上に、其反動として更に不自然の暴騰を生し、以て一般消費者の生活を脅かすことになるを免れないから、此際常平倉の實行に躊躇するを得ない、第二に常平倉か一般物價指數を標準に取る以上は、自然的なる物價下落を阻止するの結果を生しない。特に後に論するか如く常平倉の標準に公差を設け、今日の如く米の供給の特に豊富なる場合には、米價か或程度に於て一般物價指數よりも更に下落することを認むることゝすれば、此際常平倉制度を實行するも無益有害なる物價維持の結果を生することゝならぬのである。

### 三 標準價格に對する公差

常平倉は米價をして一般物價指數に一致せしむることを根本方針とせねばならぬか、併し總ての場合に米價をして正確に之に一致せしむることは、如何なる努力を以てするも到底不能である。又假りに此事が可能なりとしても、嚴正に之を實行するときは米の生産者に取つて重大の打撃を加ふの不利がある。一般消費者は成るべく米價の安定的なることを希望するは勿論であるか、更に收穫の豊凶に係はらず定額の米を小作料として收取する所の地主階級も米價の安定を利益とする。然るに眞の農業生産者たる自作農及小作農は收穫の豊凶に應じて米價に相當の高低か起り、以て其金貨幣收入を安定的ならしむることを必要とする。自作農及小自農は概ね労働者に類する

細民であるから、收穫の豊凶に係はらず米價を一定せしむることに由り、彼等の貨幣收入に大増減を生せしむることは不當である。而して收穫の豊凶に由り米價を高低せしむるの必要を感じるの程度は細小農民ほど強くなる。今ま假りに數字を擧げて此點の説明を試みる。

副業の發達せざる純粹の農業地方に於ては自作小作共に一町歩内外の田地を耕作する場合が多いのであるか、先づ自作農に付て數學的に説明せんに、一町歩を自作する農民か平年には一反歩二石の割合にて其全耕地一町歩より二十石の米を收穫し、其内の五石を自家に消費して残りの十五石を市場に供給することを常例としたりとせんか。此場合に收穫に一割の豊凶を生ずるときは此自作農の市場に米を供給する量は十七石又は十三石となり、即ち收穫の増減は一割なるに市場供給の増減は一割二歩強となる。更に五反歩を耕作するに過ぎざる細小自作農の場合に於て、其平年收穫か十石であつて其内より自家用五石を差引きたる殘餘の五石を市場に供給することを通例としたりとせんか。此場合に收穫に一割の豊凶即ち一石の増減を生したりとすれば、其の市場供給量は平年の五石に對して或は六石となり、或は四石となり、即ち收穫の變動の一割なるに反して、此小自作農の市場供給量は二割の増減を生ずることとなり、従つて米價か二割の高低を生じて初めて此小農民の貨幣收入を安定的ならしめるのである。自作農と異つて小作農は其收穫の約二分の一を小作料として地主に支拂ふことを要する爲め、一町歩を耕作する小作農の地位は略

は五反歩を有する自作農と相類するやうであるか、併し收穫の豊凶に由つて小作農か市場に米を供給する量の増減する程度は自作農よりも更に甚だ大である。例へは一町歩を小作する者が平年に二十石を收穫し、其内より十石の小作米と四石の自家用飯米とを差引きて残りの六石を市場に供給することを通例としたりとせよ。此場合に收穫に一割即ち二石の豊凶を生ずるときは、此小作農か米を市場に供給し得る量は平年の六石に對して或は八石となり、或は四石となり、即ち收穫の一割の増減は市場供給に三割三步強の増減を來たすこととなり、従つて米價も三割三步餘の高低を生じて初めて此小作農の貨幣收入を安定的ならしめるのである。小作農の多數の米作面積は一町歩よりも少ないから、其貨幣收入を安定的ならしむるために必要とする米價高低の程度も更に大である。最も小作農の中には自家用の米を生産するに止まつて市場に賣出すの餘裕なく、或は幾分か市場より飯米を買入るゝことを要する者も決して少なくない。故に細小農民全體より云へば收穫の豊凶に應じて米價の高低する程度が大となるほど利益なりと云ふを得ない。只た一般に我農民に取つて米價か收穫の豊凶に應じ相當に高低するの必要あることは争はれないか、過去に於ける毎年の實際に照らせば米作の豊凶は一割以内に止まる。故に常平倉は一般物價指數に對して米價の高低する程度を二割以内に止めることを方針とし、此程度以内の高低は之を公差として承認することゝしたならば、獨り米價調節の實行が容易となるのみならず、米の生産

者と消費者との利害を調和せしむる上にも適當である。

常平倉か上述の公差を認めて米價調節を合理的に且つ有効に實行する爲めには二つの條件を此公差に加ふることを必要とする。第一に米を保存する爲めには金利、倉敷料、保存手入、及保存中に於ける減量と變質とより來る損失があつて、其全體を消極的生産費と稱すへきてある。此消極的生産費は月を重ねるに従ふて増加するものであるから、之に伴ふて米價も收穫年度の初期より末期に進むに従ひ漸次に騰貴せざるを得ない。保存費増加の結果として一收穫年度内の米價か此の如く次第に騰貴することを成るべく緩和する爲めには、農業金融の發展や米穀保存技術の改良や非營利的なる農業倉庫の普及に由つて保存費の減少を圖るの外なく、常平倉自身の力に由て之を奈如ともするを得ないものである。従つて常平倉か上述の公差を認むるに付ては、一收穫年度内の前後各期に於ける保存費の大小に由る當然の米價の高低を公差に加減して標準を定めねばならぬ。而して米の保存費の大きさは其時々々の米價の騰落、利息の高低、倉庫の繁閑等に由りて一定しないか、前に述べた諸費用を精細に計算すれば大體に米價の一割四五歩に當り、時としては其の二割近くとなることもある。最も是は米穀商人の純營利的の打算より保存を行ふ場合であつて、米の保存の大部分を實行する所の農民は左ほ精細に保存費の打算を行はない。現に一收穫年度の初期即ち新穀期に於て現はるゝことを常とする最低價と、其年度の末期即ち端境期に於て

現はるゝことを常とする最高價との間の隔差を多年に亘つて通看するに、多くの場合に其隔差は米價の約一割に止まる。此隔差は即ち米の保存者の多數に満足を與ふるに足るの保存費と見るを妨げない。果して然らば一收穫年度の初期に於て米價か一般物價指數に對し五六歩の下落を示し、又其年度の末期に於て五六歩の騰貴を示すのは、保存費より來る當然の高低であるから、常平倉の公差の上にも一年度の初期と末期とに由つて此程度の歩合の増減を爲さねはならぬ。理論上より云へば常平倉の公差は一年度内の各月又は各週に精細なる増減を施すことを正當とするやうに見へるか、其實此の如き繁鎖なる規定は甚だ形式的非實用的である。特に常平倉か米價下落を防ぐ爲めに買上げを行ふは一年度の初期であり、其騰貴を防ぐ爲めに賣下げを行ふは一年度の末期であることを常とするから、概算的に常平倉の公差を二割五歩に一定することを適當とする。斯くすれば一年度間約一割の保存費に由る當然の高低を公差の上に認める結果となるのである。

以上の如く保存費より來る所の米價の高低を公差に對して加減することは、之を合理的條件と稱すへきてあるか、此外に公差に對して有効的條件とも稱すへき變化を加へねはならぬ。常平倉の力は固より有限であるから、成るべく僅かの力を以て大なる調節効果を生せしむるの工夫を必要とするか、此必要に應ずるか爲めに常平倉は米價か公差を超へて高低するを待つて初めて調節

活動に着手すること、せず、其れより少しく以前に活動を初めねはならぬ。即ち二割五歩の公差は調節活動の目的點であつて、其活動の出發點は更に其以前に置かねはならぬ。其理由を述べんに例へは米價下落の際に於て其下落が二割五歩を超ゆるの大きに達するときは、之か爲めに農民の財力が大に毀損せられるから、其後に於ける農民の自衛力又は賣惜み力は大に減少する。従つて常平倉か米價の下落を二割五歩に喰ひ止める爲めには巨額の買上げを實行しなくてはならぬか、其時の財政の狀況に由ては此の如き巨額の買上げに必要な資金の調達か困難となる場合もある。故に常平倉は米價か此の如き大下落を爲して農民の財力を傷けるに先ち、例へは米價か一割五歩の下落に達すれば之を活動の出發點とし、直ちに米の買上げや外米の輸入禁止を行ふことを利益とする。斯くすれば多くの場合に於て米價の下落を二割五歩以内に喰ひ止めることが出来るであらう。更に米價騰貴の場合にも其の二割五分の大騰貴を待たず、一割五歩の騰貴を示せば直ちに貯藏米の賣下けや酒造制限や外米輸入の奨励補助に着手し、即ち米價の大騰貴に由つて農民に頑強なる賣惜み力の生ずるに先ちて調節活動を初めるならば、多くの場合に其騰貴を二割五歩までに喰ひ止めることが出来るであらう。此の如く調節活動の出發點と目的點とを分つときは、實際の公差は一割五歩以上二割五歩までと云ふ幅さを有するものとなり、従つて常平倉當局者に對して其れだけ制度運用上自由裁量の權限を與ふることとなるのである。當局者に自由裁量の餘地を與

ふることか如何に危険であるとは云へ、是れ丈けの取捨進退の自由を與へなくては到底常平倉を有効ならしむることか困難である。

以上に述べたる常平倉運用の標準を具體的に定むる爲めには、先づ適當の物價指數を調べ出すことを必要とする。理論上より云へば此調査は歐洲戰爭以前に於ける相當の長期間に亘る平均の算出を必要とするか、實際論としては簡單に戰爭直前の大正三年七月の一般物價及米價を基點とするを妨げない。日露戰爭後の外債主義や積極方針が行き詰つて非募債緊縮方針の行はれた結果、世界の平均以上に暴騰したる我物價も次第に下落して、戰爭直前には貿易の入超趨勢も大に緩和せられたのは、即ち我物價平準か世界的平均に一致する正常状態に達したることを示すものであるか、之と同時に戰爭直前の米價も拾五圓臺に在つて、是れ亦生産者消費者の双方より見て穩當の相場にあり、特に此相場は多年來の一般物價の進み方と歩調を一にするものであると認められて居た。故に予輩は簡單に大正三年七月を指數基點とすることを適當と認めるのであるか、本論文の世に公けにせられへき二月頃には一般物價指數は略ぼ戦前の二倍にまで下つて居るであらう。果して然らば其頃の米價も戦前の二倍たる參拾圓臺に位すれば一般物價指數と一致する相當價格となるのである。勿論古米残存の多量と豊作との結果として實際の米價は到底參拾圓臺を維持するを得ないであらうか、此際常平倉か下落防止の爲めに調節を活動開始することゝすれば米

價か此相當價格たる參拾圓臺を下ること一割五歩の貳拾五圓臺に入つた場合に活動を初め、之を二割五歩の下落貳拾貳圓臺に喰ひ止めるやうに調節作用を行ふことゝなるのである。目下農民側の不賣同盟運動の目標たる參拾五圓相場の維持と云ふか如きは、之を常平倉の調節標準とするを得ざるは勿論である。

#### 四 運用標準法定の必要

最初に一言した如く、常平倉運用の標準は豫しめ法律を以て明確に之を決定し置くことを必要とする。常平倉は其効力の甚大であると同時に、之を濫用するときは其弊害も甚大となる。故に若し公正なる運用標準を發見して法律に由り之を規定することか出来ないとするならば、今日の政治的及社會的狀態に顧みて、予輩は寧ろ常平倉制度の創設を延期するに如かずと考へる者である。常平倉運用機關の組織に至重の注意を用ひ、汎く諸方面の經濟的社會階級的利益の代表者を選んで公平に其運用に参加せしむることゝすれば、或程度まで濫用の危険を防止し得るやうであるか、實際問題としては行政機關の組織方法に由り公正なる制度運用を保障することか困難である。此事たるや從來屢試みられたる行政委員會制度の多く有名無實となりし經驗に徴しても疑を容れない。



然らは何故に常平倉運用の標準を法定するの必要ありやに付き、更に詳細に説述するの必要かあると信ずる。標準法定の必要の主なる理由は三つある。第一は前に述べたるか如く其濫用を防止するためである。第二は常平倉を有効ならしむるためである。常平倉の運用を公正に行はしめたとしても、若し之を運用する爲めに莫大の経費を投して多額の米を買上げ賣下げ、辛ふして米價を安定し得るに過ぎざる時は、常平倉の價値が疑問とせられざるを得ない。苟くも常平倉を設くる以上は成るべく其効力を強大ならしむるの工夫を爲さねはならぬのであるか、此目的を達する爲めには既に屢論せし如く常平倉の威信を確立することを必要とする。國民一般か常平倉に信用を置くときは、常平倉自身か多大の買上げ賣下げを行はずとも、國民か常平倉の確立せる方針に準據して自助自衛的に調節を行ひ、特に國民か常平倉の方針に反對したる投資や賣惜みを行はないことゝなるのである。而して常平倉の威信を確立する爲めには米の買上げ賣下げの外に米穀輸出入の禁止制限や酒造制限の如き廣大なる權限を之に附與し、又其權限を實行するに必要な充分の資金を之に與ふることも必要であるか、之と同時に常平倉運用の方針を豫しめ確定して置くことか必要である。若しも其方針か豫しめ一定せずして時々都合に由り動搖し、特に或方針を決定して之か實行に着手し後に、有力なる方面よりの反對運動に脅かされて中途に其方針を抛棄變更するか如き有様となつたならば、常平倉の信用は地を掃ふに至らざるを得ない。

第三の理由は豫しめ立法手續に由り國民一般の承認する公正の運用標準を確立しなかつたならば常平倉制度の設定は經濟上社會上の平和秩序を齎らさず、反つて深刻にして險惡なる政治的社會的鬭争を激成するの原因となることである。法定標準なき場合には常平倉か行動を起す度毎に農民と商工民とか各自の利害より互に反對の意見を主張するのみならず、土地的資本家階級と労働者階級との意見の衝突を生じ、従つて制度運用の局に當る者は常に板挟みの窮地に陥らざるを得ない。近頃世間には常平倉運用に關係するときは、常に百姓と労働者との双方より脅かされるから、一身の安全を希ふ者は之に關係することを避けるてあらうと云ふか如き説を唱へる者がある。此説たる如何にも道德的勇氣を缺く者の言と云はねはならぬか、併し常平倉制度の設定は先づ國民一般の承認する運用標準を發見して之を法律に由り決定するの必要を證するの一端となるのである。